

# 医療法人制度改革

# 経過措置型医療法人の 移行の選択肢

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所所長  
**松田紘一郎**

## 医療法人の類型

改正医療法施行日（2007年4月1日）以後の医療法人の類型は、表1で示すようになります。

法人は経過措置型医療法人となり「当分の間」にDからCかもしくはAへ移行することになります。新しく設立される医療法人は、「医療法人社団（持分なし）基金制度採用（基金型）」「医療法人社団（持分なし）基金制度不採用（広義の拠出型）」「医療法人財団（持分なし）（寄附型）」の3種類です。

経過指図書医療法人が医療法に基づき「采分の間」に選択すべき具体的な選択肢にはさまざまなものがあり

具体的な選択肢

経過措置型医療法人から  
法人化の積み重ね

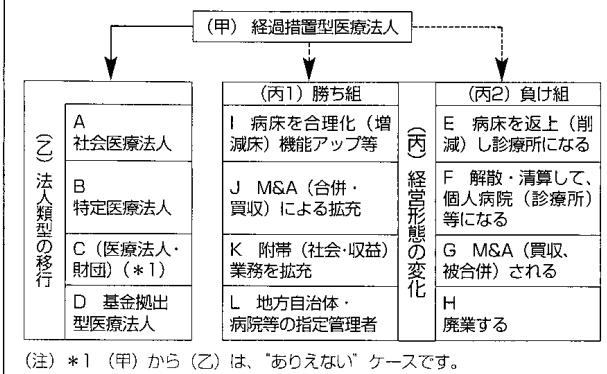
せうじゆ。

表1 医療法人類型図表

区分		公益	低い ← 公益性 → 高い		
医療法	持分なし	財団 社団	—	C 医療法人 ＊1	B 特別医療 法人 ＊2
		社団	—	D 同上 (基金拠出 型法人) ＊3	—
同・ 附則	持分あり	社団	E 経過措置 型医療法人 ＊4	—	—
		社団	—	—	—

(注) \*1 特定医療法人はこの類型 \*2 医療法では、附則により2012年3月31日まで存続 \*3 基金制度不採用を含む \*4 出資額限度法人はこの類型

表2 経過措置型医療法人の移行表



(注) \*1 (甲) から (乙) は、“ありえない”ケースです。

- えます。しかし、法人類型の移行および経営形態を変えるケースは個々にそれぞれが独立して行われるものではなく、機能的・複合的にかかわり合つものです。

新しい法人類型への移行は、はじめて基金拠出型療法人（基金制度不採用含む）を選択し、後に社医療法人、特定医療法人移行することも可能です。

- 選択肢が限定され、比較的単純な単線のケースをとるはずです。
- 法人類型と経営形態
- 社会医療法人および特定医療法人は、『勝ち組』（両

して複合的に対応、つまりその地域医療の拠点的な医療機関になつていく（一般的に）ものと思われます。

基金拠出型医療法人については、明確なことは示せませんが、基金は資金調達の手段でもあり、株式会社や非常利法人（他の基金拠出型法人や社会福祉法人など）も基金の拠出者になりますことから、その活用によるM&Aや不動産の流動化による選択も可能です。